

認可基準等の具体的な項目（幼保連携型認定こども園）

◎ 幼保連携型認定こども園に係る認可基準等の具体的な項目

京都市幼保連携型認定こども園の学級の編成，職員，設備及び運営の基準に関する条例

本市で定める基準は，基本的には国基準（※）どおりとし，従来の本市保育士配置基準を維持するため，保育教諭の配置基準等に一部独自基準を設けている。

※幼保連携型認定こども園の学級の編成，職員，設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府，文部科学省，厚生労働省令第1号）

1 新設の場合

（*表中の下線部分は本市独自基準）

項目 (条文番号は国府省令)		基準	備考	
① 学級の編成の基準	第4条第1項	・満3歳以上の園児については，学級を編成するものとする。		
	第4条第2項	・一学級の園児数は，35人以下を原則とする。		
	第4条第3項	・学級は，学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成することを原則とする。		
② 職員の数等	第5条第1項	・幼保連携型認定こども園には，各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭，指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置かなければならない。		
	第5条第2項	・特別の事情があるときは，保育教諭等は，専任の副園長若しくは教頭が兼ね，又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で，専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。		
	第5条第3項	・幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数(員数)は，下表のとおりとする。ただし，当該職員の数は，常時2人を下回ってはならない。		本市独自基準
		員数		
園児の区分		1号認定	2・3号認定	
満1歳未満の園児			おおむね3人について1人	
満1歳以上満2歳未満の園児			おおむね5人について1人	
満2歳以上満3歳未満の園児			おおむね6人について1人	
満3歳以上満4歳未満の園児		おおむね20人について1人	おおむね15人について1人	
満4歳以上満5歳未満の園児	おおむね30人について1人	おおむね20人について1人		
満5歳児以上の園児	おおむね30人について1人	おおむね25人について1人		

項目 (条文番号は国府省令)	基準	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・員数は、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、教育、保育に直接従事する者の数とする。 ・員数に含めることができる副園長、教頭は、幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録簿に登録された者とする。 ・満3歳以上の園児に対する員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。 ・園長が専任でない場合は、原則として、上表に定める員数を1人増加するものとする。 	
	<p>第5条第4項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、満3歳以上児に係る食事の提供について、外部搬入により調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。 	
	<p>第5条第5項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> ①副園長又は教頭 ②主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 ③事務職員 	
③園舎及び園庭	<p>第6条第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。 	
	<p>第6条第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園舎は2階建以下を原則とする。ただし、特段の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。 	
	<p>第6条第3項、第4項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所は1階に設けるものとする。ただし、耐火建築物で、保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー等、転落防止設備)を備える場合は、2階に設置することができる。 ・耐火建築物で、保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等)を備える場合は、3階以上に設置することができる(ただし、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない)。 	
	<p>第6条第5項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。 	

項目 (条文番号は国府省令)	基準	備考						
	<p>第6条第6項</p> <p>・園舎の面積は、幼稚園基準と保育所基準(満3歳未満児に限る)を合算した面積を満たすこと。</p> <p>①幼稚園基準</p> <table border="1" data-bbox="607 323 1603 451"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級の場合</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上の場合</td> <td>320+100×(学級数-2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>②保育所基準(以下の面積の合計)</p> <p>乳幼児室…1. 65m²×満2歳未満でほふくしない園児数 ほふく室…3. 3m²×満2歳未満でほふくする園児数 保育室又は遊戯室…1. 98m²×満2歳児の園児数</p>	学級数	面積(m ²)	1学級の場合	180	2学級以上の場合	320+100×(学級数-2)	
学級数	面積(m ²)							
1学級の場合	180							
2学級以上の場合	320+100×(学級数-2)							
	<p>第6条第7項</p> <p>・園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。</p> <p>①満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積</p> <p>②3. 3m²×満2歳以上満3歳未満の園児数</p> <p>【幼稚園基準】</p> <table border="1" data-bbox="607 874 1603 1002"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下の場合</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>3学級以上の場合</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【保育所基準】</p> <p>3. 3m²×満3歳児以上の園児数</p>	学級数	面積(m ²)	2学級以下の場合	330+30×(学級数-1)	3学級以上の場合	400+80×(学級数-3)	
学級数	面積(m ²)							
2学級以下の場合	330+30×(学級数-1)							
3学級以上の場合	400+80×(学級数-3)							
④園舎に備えるべき設備	<p>第7条 第1項～第5項</p> <p>・園舎には、次に掲げる設備を備えなければならない。</p> <p>①職員室</p> <p>②乳児室又はほふく室 (満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る)</p> <p>③保育室 (満3歳以上の園児に係る保育室の数は、学級数を下回ってはならない)</p> <p>④遊戯室</p> <p>⑤保健室</p>							

項目 (条文番号は国府省令)	基準	備考
	<p>⑥調理室 (満3歳以上児に対する食事の提供について、施設外で調理し搬入する幼保連携型認定こども園にあつては、調理室を置かないことができる。この場合、当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。また、園内で調理し、食事を提供する園児数が20人に満たない場合は調理室を備えないことができるが、必要な調理設備を備えなければならない。)</p> <p>⑦便所</p> <p>⑧飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備 (飲料水用設備は、手洗用設備及び足洗用設備と区別して備えなければならない)</p>	
第7条第6項	<p>・次に掲げる設備の面積は、次の面積以上とする。</p> <p>①乳児室…1. 65㎡×満2歳未満でほふくしない園児数</p> <p>②ほふく室…3. 3㎡×満2歳未満でほふくする園児数</p> <p>③保育室又は遊戯室…1. 98㎡×満2歳以上の園児数</p>	
第7条第7項	<p>・園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。</p> <p>①放送聴取設備</p> <p>②映写設備</p> <p>③水遊び場</p> <p>④園児清浄用設備</p> <p>⑤図書室</p> <p>⑥会議室</p>	
⑤園具及び教具	<p>第8条 第1項、2項</p> <p>・幼保連携型認定こども園には、学級数、園児数に応じ、必要な種類及び数の園具、遊具を備えるとともに、常に改善、補充しなければならない。</p>	
⑥教育及び保育を行う期間及び時間	<p>第9条第1項</p> <p>・幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>①毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下回ってはならない。</p> <p>②教育に係る標準的な一日当たりの時間は、4時間とする。</p> <p>③保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とする。</p>	

項目 (条文番号は国府省令)	基準	備考
	<p>第9条第2項</p> <p>・前項③の保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。</p>	
⑦子育て支援事業の内容	<p>第10条</p> <p>・幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努め、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。</p>	
⑧掲示	<p>第11条</p> <p>・幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。</p>	
⑨学校教育法施行規則の準用	<p>第12条</p> <p>・園児が履修することが困難な各教科は、園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。</p>	
⑩児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用	<p>第13条第1項</p> <p>以下の項目について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を準用する。</p> <p>(一般原則)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園児の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。(第5条第1項) ・地域社会との交流を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。(第5条第2項) ・施設の目的を達するための必要な設備を設けなければならない。(第5条第4項) <p>(職員の一般的要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。(第7条の2第1項) ・職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。(第7条の2第2項) <p>(入所した者を平等に取り扱う原則)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園児の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしてはならない。(第9条) ・職員は園児に対し、虐待等の行為をしてはならない。(第9条の2) ・園長は、懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。(第9条の3) 	

項目 (条文番号は国府省令)	基準	備考
	<p>(食事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、園内で調理する方法により行わなければならない。(第11条第1項) ・園児に食事を提供するときは、その献立は変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。(第11条第2項) ・食事は園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。(第11条第3項) ・調理はあらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りではない。(第11条第4項) ・園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。(第11条第5項) <p>(秘密保持)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(第14条の2第1項) ・職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じなければならない。(第14条の2第2項) <p>(苦情への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。(第14条の3第1項) ・教育及び保育並びに子育ての支援について、都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、これに従って必要な改善を行わなければならない。(第14条の3第3項) ・(社会福祉法の規定に基づき都道府県社会福祉協議会に設置された)運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。(第14条の3第4項) <p>(設備の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室等を2階に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。 <ol style="list-style-type: none"> ①耐火建築物であること。 ②常用、避難用それぞれについて、以下のいずれかの設備を設けること。 	

項目 (条文番号は国府省令)	基準		備考				
	常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内階段 ・屋外階段 					
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 					
	<p>③保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>・保育室等を3階以上に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。</p> <p>①耐火建築物であること。</p> <p>②常用、避難用それぞれについて、以下のいずれかの設備を設けること。</p>						
	3階に設ける場合	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="788 783 927 871">常用</td> <td data-bbox="927 783 1509 871"> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="788 871 927 1031">避難用</td> <td data-bbox="927 871 1509 1031"> <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 </td> </tr> </table>	常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 	避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 	
常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 						
避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 						
	4階以上に設ける場合	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="788 1038 927 1126">常用</td> <td data-bbox="927 1038 1509 1126"> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="788 1126 927 1286">避難用</td> <td data-bbox="927 1126 1509 1286"> <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段 </td> </tr> </table>	常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段 	避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段 	
常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段 						
避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段 						
	<p>③ ①の設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ保育室等の各部分からの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>④調理室と調理室以外の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。ただし、以下のいずれかに該当する場合を除く。</p>						

項目 (条文番号は国府省令)	基準	備考
	<p>・スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。</p> <p>・調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>⑤換気、暖房又は冷房の設備の風道が耐火構造の床等を貫通する部分(これに近接する部分を含む。)に防火上有効なダンパーが設けられていること。</p> <p>⑥壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>⑦保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>⑧非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>⑨カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p> <p>(設備の基準の特例)</p> <p>・満3歳以上の園児に対する食事の提供について、現行の保育所における要件を満たす場合に限り、当該施設外で調理し搬入する方法により行うことができる。(第32条の2)</p> <p>(保護者との連絡)</p> <p>・園長は、園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。(36条)</p>	
	<p>第13条 第2項</p> <p>・幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、職員の一部を、併設する他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができ、また設備については、その一部について、併設する他の学校、社会福祉施設等に兼ねることができる。</p> <p>ただし、園児の保育に直接従事する職員は、兼ねることができない。また、設備のうち、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、兼ねることができない。</p>	
⑪ 幼稚園 の設置基準 の準用	<p>第14条</p> <p>・幼保連携型認定こども園は、運営上適切で、通園の際安全な環境に設置しなければならない。</p> <p>・幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。</p>	
人権の擁護 及び虐待の防止	<p>・幼保連携型認定こども園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、<u>責任者の設置</u>その他必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p>	本市独自基準

項目 (条文番号は国府省令)	基準	備考
暴力団の 排除	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>幼保連携型認定こども園の園長及び園児又はその保護者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該園長の権限を代行し得る地位にある職員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であってはならない。</u> ・ <u>幼保連携型認定こども園は、その運営について、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等の支配を受けてはならない。</u> 	本市独自基準
地震に対する 安全性の 確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>児童福祉施設は、耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。</u> 	本市独自基準

2 既存の保育所又は幼稚園からの移行特例

(*表中の下線部分は本市独自基準)

項目・条文	新設の幼保連携型認定こども園に係る国基準	特例対象	既存施設からの移行特例	備考																										
附則第2条 第1項	・幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数(員数)は、下表のとおりとする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。 <table border="1" data-bbox="407 405 976 790"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人について1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満の園児</td> <td>おおむね6人について1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね20人について1人</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上の園児</td> <td>おおむね30人について1人</td> </tr> </tbody> </table>	園児の区分	員数	満1歳未満の園児	おおむね3人について1人	満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人について1人	満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人について1人	満4歳以上の園児	おおむね30人について1人	「旧幼保連携」→ 「新幼保連携」	施行日から起算して5年間は、従前の例によることができる。 ・1号は幼稚園、2号・3号は保育所の基準を適用。 <table border="1" data-bbox="1176 405 1771 1082"> <thead> <tr> <th>1号</th> <th colspan="2">2号・3号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">各学級(園児35人までに1人)</td> <td>満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人について1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満2歳未満の園児</td> <td><u>おおむね5人</u>について1人</td> </tr> <tr> <td>満2歳以上満3歳未満の園児</td> <td>おおむね6人について1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td><u>おおむね15人</u>について1人</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上満5歳未満の園児</td> <td><u>おおむね20人</u>について1人</td> </tr> <tr> <td>満5歳児以上の園児</td> <td><u>おおむね25人</u>について1人</td> </tr> </tbody> </table>	1号	2号・3号		各学級(園児35人までに1人)	満1歳未満の園児	おおむね3人について1人	満1歳以上満2歳未満の園児	<u>おおむね5人</u> について1人	満2歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人について1人	満3歳以上満4歳未満の園児	<u>おおむね15人</u> について1人	満4歳以上満5歳未満の園児	<u>おおむね20人</u> について1人	満5歳児以上の園児	<u>おおむね25人</u> について1人	本市においては、従来から保育所における保育士配置基準を引き上げていたため、移行特例についてもこれまでの基準を引き継ぐ。
園児の区分	員数																													
満1歳未満の園児	おおむね3人について1人																													
満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人について1人																													
満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人について1人																													
満4歳以上の園児	おおむね30人について1人																													
1号	2号・3号																													
各学級(園児35人までに1人)	満1歳未満の園児	おおむね3人について1人																												
	満1歳以上満2歳未満の園児	<u>おおむね5人</u> について1人																												
	満2歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人について1人																												
	満3歳以上満4歳未満の園児	<u>おおむね15人</u> について1人																												
	満4歳以上満5歳未満の園児	<u>おおむね20人</u> について1人																												
	満5歳児以上の園児	<u>おおむね25人</u> について1人																												
附則第2条 第2項	園舎及び園庭、園舎に備えるべき設備、園具及び教具	「旧幼保連携」→ 「新幼保連携」	当分の間、なお従前の例によることができる。																											
附則第3条	・副園長、教頭は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、 <u>かつ</u> 、保育士登録簿に登録された者とする。	「旧幼保連携」→ 「新幼保連携」	施行日から起算して5年間は、副園長、教頭は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、 <u>又は</u> 、保育士登録簿に登録された者とすることができる。																											

項目・条文	新設の幼保連携型認定こども園に係る国基準	特例対象	既存施設からの移行特例	備考
附則第4条 第1項	<p>・乳児室, ほふく室, 保育室, 遊戯室, 便所については, 1階に設置することを原則とするが, 耐火建築物で, 保育所で求められている待避設備等(階段, 待避上有効なバルコニー, 転落防止設備等)を備える場合は, 2階に設置可。</p>	<p>「幼」→ 「幼保連携」 (既存の施設を活用して幼保へ移行する場合に限る。以下同じ。)</p>	<p>・乳児室, ほふく室, 保育室, 遊戯室, 便所については, 1階に設置することを原則とするが, 園舎が耐火建築物で, 園児の待避上必要な設備を備えていれば, 保育室等を2階に設置できる。</p>	
	<p>・園庭の面積は, 次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 ①満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積 ②満2歳の子どもについて, 保育所基準による面積</p>	<p>「幼」→ 「幼保連携」</p>	<p>・園庭の面積は, 次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 ①満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積 ②満2歳の子どもについて, 保育所基準による面積</p> <p>※園庭の面積が, 幼稚園基準の面積基準(1学級: 330 m²等)と, 満2歳児の幼児について保育所面積基準(1人につき 3.3 m²)とを合算した面積以上であるときは, 保育所面積基準を満たさなくても可。</p>	
	<p>・設備面積に係る基準は, 以下のとおり(保育所基準と同様)。 ①乳児室…1. 65m²×満2歳未満でほふくしない園児数 ②ほふく室…3. 3m²×満2歳未満でほふくする園児数 ③保育室又は遊戯室…1. 98m²×満2歳以上の園児数</p>	<p>「幼」→ 「幼保連携」</p>	<p>・設備面積に係る基準は, 以下のとおり。 ①乳児室…1. 65m²×満2歳未満でほふくしない園児数 ②ほふく室…3. 3m²×満2歳未満でほふくする園児数</p> <p>※園舎面積(満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く)が, 幼稚園基準(1学級:180 m²等)以上である場合は, 保育所設備運営基準の保育室又は遊戯室の面積(子ども1人につき 1.98 m²)を満たさなくても可。</p>	

項目・条文	新設の幼保連携型認定こども園に係る国基準	特例対象	既存施設からの移行特例	備考						
附則第4条 第2項	<p>・乳児室, ほふく室, 保育室, 遊戯室, 便所については, 1階に設置することを原則とするが, 耐火建築物で, 保育所で求められている待避設備等(階段, 待避上有効なバルコニー, 転落防止設備等)を備える場合は, 2階に設置可。</p>	<p>「保」→ 「幼保連携」</p>	<p>・乳児室, ほふく室, 保育室, 遊戯室, 便所については, 1階に設置することを原則とするが, 耐火建築物又は準耐火建築物で, 保育所で求められている待避設備等(階段, 待避上有効なバルコニー, 転落防止設備等)を備える場合は, 2階に設置可。</p>							
	<p>・園舎の面積は, 幼稚園基準と保育所基準(満3歳未満児に限る)を合算した面積を満たすこと。</p> <p>①幼稚園基準</p> <table border="1" data-bbox="407 572 976 746"> <thead> <tr> <th data-bbox="407 572 687 619">学級数</th> <th data-bbox="687 572 976 619">面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="407 619 687 659">1学級の場合</td> <td data-bbox="687 619 976 659">180</td> </tr> <tr> <td data-bbox="407 659 687 746">2学級以上の場合</td> <td data-bbox="687 659 976 746">320+100×(学級数-2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>②保育所基準 以下の面積の合計 乳幼児室…1. 65m²×満2歳未満でほふくしない園児数 ほふく室…3. 3m²×満2歳未満でほふくする園児数 保育室又は遊戯室…1. 98m²×満2歳児の園児数</p>	学級数	面積(m ²)	1学級の場合	180	2学級以上の場合	320+100×(学級数-2)	<p>「保」→ 「幼保連携」</p>	<p>・満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積が, 保育所基準(子ども1人につき 1.98 m²以上)を満たしている場合は, 幼稚園の園舎面積基準(1学級: 180 m²等)を満たさなくても可。</p>	
学級数	面積(m ²)									
1学級の場合	180									
2学級以上の場合	320+100×(学級数-2)									
	<p>・園庭の面積は, 次に掲げる面積を合算した面積以上とする。</p> <p>①満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積</p> <p>②3. 3m²×満2歳以上満3歳未満の園児数</p>	<p>「保」→ 「幼保連携」</p>	<p>・満3歳以上の子どもの保育の用に供する屋外遊戯場及び運動場の面積が, 保育所基準(子ども1人につき 3.3 m²以上)を満たしている場合は, 幼稚園の運動場面積基準(1学級: 330 m²等)を満たさなくても可。</p>							

項目・条文	新設の幼保連携型認定こども園に係る国基準	特例対象	既存施設からの移行特例	備考						
	<p>【幼稚園基準】</p> <table border="1" data-bbox="409 237 976 368"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積(m²)</td> </tr> <tr> <td>2学級以下の場合</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>3学級以上の場合</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </table> <p>【保育所基準】</p> <p>3. 3m²×満3歳児以上の園児数</p>	学級数	面積(m ²)	2学級以下の場合	330+30×(学級数-1)	3学級以上の場合	400+80×(学級数-3)			
学級数	面積(m ²)									
2学級以下の場合	330+30×(学級数-1)									
3学級以上の場合	400+80×(学級数-3)									
附則第4条 第3項	<p>・園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。</p>	<p>「幼」又は「保」→「幼保連携」</p>	<p>・満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内又は隣接する位置にある園庭で確保できない場合、満2歳の子どもに係る必要面積(1人につき 3.3 m²)に限り、以下の要件を全て満たす場合は、代替地の面積算入を認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①園児が安全に移動できる場所であること ②園児が安全に利用できる場所であること ③園児が日常的に利用できる場所であること ④教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること 							